



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月10日金曜日 第95号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（税務課）... 299

地域保健医療計画の変更.....（医療対策課）... 300

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 300

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（"）... 300

保安林の指定の解除.....（森林整備課）... 300

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定（5件）.....（河川課）... 300

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....（港湾海岸課）... 301

基本測量の終了の通知.....（道路維持課）... 301

公共測量の終了の通知.....（"）... 301

土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 301

道路の区域変更（一般国道317号）.....（東予地方局今治土木事務所）... 301

道路の供用開始（"）.....（"）... 302

道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....（"）... 302

道路の供用開始（"）.....（"）... 302

道路の区域変更（県道今治大三島自転車道線）.....（"）... 302

道路の供用開始（"）.....（"）... 303

道路の供用開始（県道岩城環状線）.....（"）... 303

道路の供用開始（県道名駒友浦線）.....（"）... 303

道路の区域変更（一般国道494号）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 303

道路の供用開始（"）.....（"）... 304

土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 304

包括外部監査契約の締結.....（監査事務局）... 304

### 選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会委員長選挙結果の告示.....（選挙管理委員会）... 304

### 労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....（労働委員会事務局）... 304

### 正 誤

令和2年4月1日付け第92号外2 愛媛県監査委員告示第1号（愛媛県監査委員監査基準）中.....（監査事務局）... 305

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第379号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
令和2年度県税オンラインシステム保守業務	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年4月1日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	50,252,400円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第380号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定により、第7次愛媛県地域保健医療計画（平成30年4月愛媛県告示第366号）を次のとおり変更した。  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広  
（「次のとおり」は、省略し、それぞれの計画を愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第381号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
レデイ薬局馬越店	今治市馬越町四丁目3番39号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	令和2年4月1日
真成堂セリ薬局	西条市大町703番地3	株式会社西日本ファーマシー	精神通院医療（薬局）	令和2年3月1日

○愛媛県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ケアライン	香川県高松市木太町1177番地6	訪問看護ステーションケアライン松山	愛媛県松山市樽味四丁目12番18号	精神通院医療	令和2年4月1日

○愛媛県告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
もも訪問看護ステーション	松山市天山1丁目4番7号	松山市和泉北3丁目1番11号LUMIELE和泉103号室	令和2年2月1日

指定理由の消滅

○愛媛県告示第385号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、金生川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、東予地方局建設部及び四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第386号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、立間川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
宇和島市吉田町白浦字カキガシリ外38の3、外38の4、外39の2、外39の3、外42の2、外42の3
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由

○愛媛県告示第387号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、僧都川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとお

り策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部及び愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第388号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、蓮乗寺川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部及び愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第389号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、明神川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第390号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

令和2年4月10日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番地7号

2 埋立区域

(1) 位置

1工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界

線(D.L.+3.31メートルにより決定)により囲まれた区域。基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

の地点 基点から291度49分22秒3.102.90メートルの地点

の地点 の地点から344度16分30秒2.00メートルの地点

の地点 の地点から73度56分38秒3.76メートルの地点

の地点 の地点から343度56分59秒40.60メートルの地点

の地点 の地点から253度56分58秒3.66メートルの地点

の地点 の地点から343度57分15秒137.40メートルの地点

点

の地点 の地点から73度56分53秒319.66メートルの地点

の地点 の地点から163度01分53秒180.02メートルの地点

点

(3) 面積

57,651.19平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年7月18日 愛媛県指令港第137号

4 しゅん功認可年月日

令和2年4月10日

○愛媛県告示第391号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量(水準測量)

2 作業期間 令和2年1月7日から  
2月28日まで

3 作業地域 松山市、伊予市、伊予郡松前町

○愛媛県告示第392号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図撮影)

2 作業期間 令和元年11月1日から  
令和2年3月30日まで

3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第393号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上分町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月10日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字力石原井川甲725番3地先から 同字甲717番4地先まで	旧	メートル 12.1～13.0	キロメートル 0.062	
		今治市玉川町龍岡上字力石原井川甲725番3から 同字甲717番4まで	新	13.0～18.7	0.062	

○愛媛県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字原井川甲725番3から 同字甲704番1まで	令和2年4月10日

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削藤谷687番2から 同町弓削藤谷688番4まで	旧	メートル 4.5～15.3	キロメートル 0.038	
		越智郡上島町弓削藤谷687番3から 同町弓削藤谷688番5まで	新	11.1～22.1	0.038	

○愛媛県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削藤谷687番3から 同町弓削藤谷688番5まで	令和2年4月10日

○愛媛県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	今治大三島自転車道線	今治市伯方町伊方甲2251番1地先から 同町伊方甲2251番1地先まで	旧	メートル 11.9～14.5	キロメートル 0.014	
		今治市伯方町伊方乙551番2から 同町伊方乙551番2まで	新	14.4～22.1	0.014	

○愛媛県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治大三島自転車道線	今治市伯方町伊方乙551番2から 同町伊方乙551番2まで	令和2年4月10日

○愛媛県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	岩城環状線	越智郡上島町岩城6157番2から 同町岩城6157番2まで	令和2年4月10日

○愛媛県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	名駒友浦線	今治市吉海町名847番5から 同町名847番5まで	令和2年4月10日

○愛媛県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町波草1444番地先から 同町波草1456番地先まで	旧	メートル 4.5～9.5	キロメートル 0.238	
		上浮穴郡久万高原町波草1444番2から 同町波草1456番地先まで	新	11.0～27.0	0.238	

○愛媛県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町渋草1444番2から 同町渋草1456番地先まで	令和2年4月10日

○愛媛県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五十崎土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年4月10日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算  
(2) 費用の支払方法  
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

選挙管理委員会告示

○愛媛県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。  
令和2年4月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
矢野 和弘  
今治市近見町二丁目5番3号
- 2 包括外部監査契約の期間の始期  
令和2年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法  
(1) 費用の額の算定方法

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

令和2年4月2日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和2年4月10日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚岩男

住所	氏名
松山市北久米町202番地1	大塚岩男

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。  
令和2年4月10日

愛媛県労働委員会  
会長 村田毅之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏名	現職又は地位	委員経歴	委嘱年月日
村田毅之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授・法学研究科長	35期 39～44期	令和元年9月4日
大熊伸定	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42～44期	〃
小田敬美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部・法文学研究科教授	42～44期	〃
大野圭介	愛媛県労働委員会委員 弁護士	42～44期	〃
武智雅子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43～44期	〃
砂田篤志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～44期	〃

若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 自治労愛媛県本部特別執行委員	40～44期	〃
菊 池 順 子	愛媛県労働委員会委員 元連合愛媛女性委員会副委員長	42～44期	〃
弓 立 浩 二	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	42～44期	〃
菅 勝 幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U A センセン愛媛県支部長	43～44期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～44期	〃
大 西 宏 昭	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	42～44期	〃
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 有限会社大豊陸送代表取締役社長	43～44期	〃
本 田 美 紀	愛媛県労働委員会委員 有限会社オルソ本田取締役	44期	〃
高 倉 靖	愛媛県労働委員会委員 住友化学株式会社愛媛工場総務部長	44期	〃
八 塚 洋	愛媛県労働委員会事務局長		令和2年4月1日
加 野 賢 二	愛媛県労働委員会事務局次長		〃
宮 田 信 泉	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成31年4月1日

正 誤

○正 誤

令和2年4月1日付け第92号外2 愛媛県監査委員告示第1号（愛媛県監査委員監査基準）中

ページ	箇所	誤	正
94	下から1行目	正当な必要	必要な注意